

# 足利市中小企業融資制度資金一覧

資金名		融資対象（いずれの要件にも該当するもの）	資金の使いみち		融資限度額	期間	利率	返済方法	保証人等	保証料補助
一般資金	運転資金	▽市内に工場(店舗)又は事業所を有し、市内で同一事業を継続して1年以上営んでいるもの ▽信用保証取扱業種(特定業種)を営む中小企業者 ▽市税を完納しているもの	○商品(材料)仕入資金 ○買掛金(支払手形)決済資金 ○その他直接事業に使用する資金		1,000万円	3年以内 5年以内 7年以内	1.8% 2.0% 2.2%	割賦元金均等償還 (据置6ヶ月以内)		2/3
	設備資金		○機械・設備の購入資金 ○店舗、工場、倉庫等の新築、増築、改築等資金 ○営業車両購入資金 (3、5、7ナンバーはタクシー業、ハイヤー業、レンタカー業を除き対象外) ○従業員のための福祉施設資金 ○環境保全に要する施設・設備の購入資金 ○環境保全のための工場の新築、改築、移転資金	2,000万円  (所要額の80%以内)	3年以内 7年以内 10年以内	1.8% 2.2% 2.5%				
地域経済活性化資金	売上減少要件	▽上記一般資金融資対象者 ▽最近3か月間の売上高の合計が前年又は前々年同期の売上高の合計に比較して3%以上減少し、経営不安が生じているもの ▽上記一般資金融資対象者 ▽最近3か月間の月平均粗利益が前年又は前々年同期の月平均粗利益に比較して3%以上減少し、経営不安が生じているもの ▽上記一般資金融資対象者 ▽国の指定する不況業種に属し、売上高等が減少している中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けたもの	○経営不安を防止するための資金	運転資金	1,000万円	3年以内 5年以内 7年以内	1.6% 1.8% 2.0%	割賦元金均等償還 (据置1年以内)		
	粗利減少要件									
	5号要件									
独立創業資金	独立創業資金	▽個人においては市内に住民登録を有する者、法人においては市内に工場又は事業所を有し、かつ市内に代表者の住民登録を有する者で市税を完納し、下記のいずれかに該当するもの ①市内で新たに開業するもの ②特許権や法律に基づく資格を生かして市内で新たに事業を開始するもの ③①又は②の条件を満たし、市内で新たに事業を開始して1年未満のもの ☆個人法人ともに女性が代表者である場合、金利優遇対象	運転資金		500万円 設備資金については 所要額の80%以内	5年以内	1.6%  ★利用者が 女性の場合、 0.2%引下げ	割賦元金均等償還 (据置1年以内)		全額
	事業転換資金 新分野進出資金		運転資金 設備資金							
新製品開発促進資金	新製品開発促進資金	▽上記一般資金融資対象者で下記のいずれかに該当するもの ①新技術・新製品の研究開発及び事業化を行うおとするもの ②異業種グループで新製品等の研究開発等を行うおとするもの	○新技術・新製品の研究開発及び事業化のための資金	運転資金	1,000万円	3年以内 5年以内	1.6% 1.8%	割賦元金均等償還 (据置6ヶ月以内)	金融機関又は信用保証協会の 定めるところによる	2/3
			○異業種グループの新製品等の研究開発等事業を行うための資金	設備資金	2,000万円 (所要額の80%以内)	5年以内 10年以内	1.8% 2.0%			
小規模事業資金	小規模事業資金	▽上記一般資金融資対象者 ▽常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業においては5人以下)のもの ▽当資金の新規融資額と信用保証協会の保証付き借入残高の合計が2,000万円以内となるもの	運転資金		400万円	1年以内 3年以内	1.4% 1.6%	割賦元金均等償還 (据置6ヶ月以内) または、一括償還 (金融機関及び保証協会の 定めるところによる)		全額
			設備資金		500万円	5年以内	1.8%			
経営安定化借換資金	経営安定化借換資金	▽上記一般資金融資対象者で下記の要件をすべて満たすもの ①経営の改善及び安定が期待できること ②借換元の資金の借入残高が3分の2以内に減少していること ③借換元の資金用途が運転で、返済に延滞がないこと	○既に借入している本市の保証付き資金を 借り換えるための運転資金 ※複数の市制度資金の借入があり、その内1つの資金の借入残高が3分の2以内に減少している場合は、他の資金を合算して借換をすることができます。(責任共有制度対象資金(80%保証)から責任共有制度対象外資金(100%保証)への借換は不可)		2,000万円 【既存債務借換型】 借換え元の資金の借入残高が上限 【既存新規一本型】 借換え後の資金の月々返済額が、 借換え元の資金の月々返済額を 超えない額が上限	7年以内	2.3%	割賦元金均等償還 または割賦元金不均等償還 (それぞれ据置1年以内)  ※ただし、割賦元金不均等償還については金融機関及び保証協会の定めるところによる		1/2
長期災害対策資金	長期災害対策資金	▽大規模な災害や経済危機が発生した際に利用できる資金 ▽上記一般資金融資対象者で下記の要件いずれかに該当するもの ①足利市が発行する「被災証明書」を有するもの ②中小企業信用保険法第2条第5項第3号、4号または5号に該当することについて、市長の認定を有するもの ③「危機関連保証制度要綱」に定める危機関連保証を利用するもの ④「短期災害対策資金」を利用した者(運転資金、借換資金の場合) ※なお、こちらの融資取扱開始の際は公告または市ホームページ等によりお知らせします。	運転資金		1,000万円  (設備資金については市内に設置し 若しくは設置されていて、自然災害等の被害を受けた施設の修繕、建替え、買換え等に必要資金)	5年以内 7年以内 10年以内	1.0% 1.2% 1.4%	割賦元金均等償還 (据置2年以内)		全額
			設備資金							
短期災害対策資金	短期災害対策資金	▽上記長期災害対策資金の融資対象者①～③いずれかに該当するもの ※なお、こちらの融資取扱開始の際は公告または市ホームページ等によりお知らせします。	運転資金		200万円	1年以内	1.2%	割賦元金均等償還 (据置6か月以内) または一括償還 (金融機関及び保証協会の 定めるところによる)		

**【全資金対象の金利優遇対象】**

- 事業承継計画を実行する中小企業者等への貸付利率を0.2%引き下げます。
- 「えるぼし」認定企業・「くるみん」認定企業への貸付利率を0.2%～0.4%引き下げます。

**【留意点】**

- ・年度内に融資実行となったものが保証料補助対象となります。
- ・設備資金は既に設置、購入した設備は対象としません。また、市内設置の設備に限ります。
- ・土地取得費・プロパー資金等との借換は資金用途の対象外となります。